

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	大臣官房協同組合検査部調整課
部署の業務内容	協同組合系統組織に対する検査

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	検査業務を行う検査官に対しては、「検査基本要綱」に品位の保持、干渉の排除等を規定し、その励行を促すとともに、協同組合検査職員研修において、検査官の心構え等を周知している。また、検査モニター制度に基づき、被検査団体から直接意見等を聴取しているが、同制度はおおむね好意的に受け止められている。さらに、検査に関する国民からの意見については、農水省ホームページ上に設置している「ご意見箱」での受付、電話や投書などでの形で受付を行っているが、苦情等特段のご意見は寄せられていない状況にある。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	被検査団体に関する情報提供が行われた場合には、指導担当部局等に伝達するとともに、検査においては、情報の精査を行い、必要と判断した場合には、検査において当該情報の検証を行うなどの取組を行っており、これらの対応に特段の批判を受けていない状況にある。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	対応はルール化されているが、今後、国民から寄せられた情報の受付・処理経過の明確化を図るため、通知の整備を行う。
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	国民からは、これらのルールについて改善すべきとの声は寄せられていない状況にある。
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	(対応はルール化されている。)
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	検査方針、検査実施状況、系統金融検査マニュアル等関係通知、被検査団体からの意見申出制度、国民からの「ご意見箱」を農水省ホームページに掲載するなど、国民への情報提供と検査業務への意見反映の仕組みを整備しているが、国民から、業務運営等について特段の意見は寄せられていない状況にある。今後は、検査実施状況に関する情報提供内容の充実を行う。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	ホームページによる情報提供、指導部局等を通じた国民一人への把握、検査方針に対するこれらニーズの反映等を行っている。
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	(これらの取組について、改善すべきとの声は寄せられていない。)

		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	対応放置、不誠実と批判を受けた事例はみられない状況
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	協同組合検査業務を所管しているが、指導部局と異なる組織（官房協同組合検査部）であり、業界や団体等の特定の利益を優先せずに、農林水産業の健全な発展や国民全体の利益の確保を常に念頭に置いた検査を実施するべく、検査担当職員に対して各種会議や検査職員向け研修の場で周知徹底を行っている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		—	（業界を所管していません。）	
項 目			対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	協同組合検査においては、その会計処理や組織運営の検証が中心であるが、農林漁業系統組織の組合・連合会やその子会社が行う経済事業について、農薬取締法、JAS法、食品衛生法等食の安全に係る法令等の遵守及び消費者の信頼確保の取組についても検証している。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	BSE発生後の検査方針に食の安全確保の取組を検証項目に追加して検査を実施した。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	×	食の安全確保の取組に関する検証を行っているが、内容的に不十分な面があり、今後、被検査団体に対する検査の事前着眼事項の内容を充実して取り組むこととしている。
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	組合の正常な事業運営について、その合目的性の観点から検査で検証を行うことを通じて、国民の健康確保の重要性を意識して業務を実施している。
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	協同組合等が行う経済事業に対する検査において、食の安全確保等の観点から法令遵守上等の問題事案が検出された場合には、科学的知見や証拠に基づく業務を行う制度所管部局に対しての情報の提供及び照会を行っている。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	協同組合等が行う経済事業に対する検査において、食の安全確保等の観点から法令遵守上等の問題事案が検出された場合には、科学的な知見や証拠に基づいて業務を行う制度所管部局に対しての情報の提供及び照会を行っている。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	

		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	○	被検査団体に対する食の安全及び信頼の確保に関する検証項目に関して、必要に応じて、食の安全業務担当部局との連絡・調整を行っている。
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	○	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	第三者から連携が出来ていないと指摘されたことはない状況。
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			
			
			